（第六号甲号）

四　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

三　事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

二　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

一　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二十条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二十一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二十二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二十三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二十四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二十五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二十六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二十七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二十八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二十九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第三十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第三十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第三十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第三十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第三十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第三十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第三十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第四十条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第四十一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第四十二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第四十三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第四十四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第四十五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第四十六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第四十七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第四十八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第四十九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第五十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第五十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第五十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第五十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第五十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第五十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第五十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第五十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第五十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第五十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第六十条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第六十一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第六十二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第六十三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第六十四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第六十五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第六十六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第六十七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第六十八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第六十九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第七十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第七十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第七十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第七十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第七十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第七十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第七十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第七十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第七十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第七十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第八十条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第八十一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第八十二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第八十三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第八十四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第八十五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第八十六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第八十七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第八十八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第八十九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第九十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第九十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第九十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第九十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第九十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第九十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第九十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第九十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第九十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第九十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百二十条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百二十一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百二十二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百二十三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百二十四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百二十五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百二十六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百二十七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百二十八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百二十九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百三十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百三十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百三十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百三十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百三十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百三十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百三十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百三十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百三十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百三十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百四十条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百四十一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百四十二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百四十三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百四十四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百四十五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百四十六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百四十七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百四十八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百四十九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百五十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百五十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百五十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百五十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百五十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百五十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百五十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百五十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百五十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百五十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百六十条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百六十一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百六十二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百六十三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百六十四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百六十五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百六十六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百六十七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百六十八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百六十九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百七十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百七十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百七十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百七十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百七十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百七十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百七十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百七十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百七十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百七十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百八十条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百八十一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百八十二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百八十三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百八十四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百八十五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百八十六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百八十七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百八十八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百八十九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百九十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百九十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百九十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百九十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百九十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百九十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第百九十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第百九十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第百九十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第百九十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百二十条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百二十一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百二十二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百二十三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百二十四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百二十五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百二十六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百二十七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百二十八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百二十九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百三十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百三十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百三十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百三十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百三十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百三十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百三十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百三十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百三十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百三十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百四十条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百四十一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百四十二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百四十三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百四十四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百四十五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百四十六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百四十七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百四十八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百四十九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百五十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百五十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百五十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百五十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百五十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百五十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百五十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百五十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百五十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百五十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百六十条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百六十一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百六十二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百六十三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百六十四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百六十五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百六十六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百六十七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百六十八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百六十九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百七十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百七十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百七十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百七十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百七十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百七十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百七十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百七十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百七十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百七十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百八十条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百八十一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百八十二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百八十三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百八十四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百八十五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百八十六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百八十七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百八十八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百八十九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百九十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百九十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百九十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百九十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百九十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百九十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第二百九十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第二百九十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第二百九十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第二百九十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第三百条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第三百一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第三百二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三百三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第三百四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第三百五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第三百六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三百七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第三百八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第三百九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第三百十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三百十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第三百十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第三百十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第三百十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三百十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第三百十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第三百十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第三百十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三百十九条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第三百二十条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第三百二十一条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第三百二十二条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三百二十三条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第三百二十四条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第三百二十五条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第三百二十六条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三百二十七条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第三百二十八条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第三百二十九条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第三百三十条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三百三十一条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第三百三十二条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第三百三十三条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第三百三十四条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三百三十五条　組合ノ事務所ヲ大阪市北区堂島中一丁目拾番地ニ移転スルコト

第三百三十六条　組合ノ存続期間ヲ大正十五年拾月末日迄ト延長スルコト

第三百三十七条　組合ノ名称ヲ大阪鉄工組合ト改メ事業ヲ拡張シ新ニ鉄工業ヲ経営スルコト

第三百三十八条　組合ノ地区ヲ大阪市及東成郡ニ拡張スルコト

第三百三十九条　組合ノ事務所ヲ大